

沖縄県知事選挙及び沖縄県議会 議員補欠選挙の投票について

～転入・転出される皆様へ～

この選挙で投票できるのは、**沖縄県内の市町村の選挙人名簿に登録されている方**です。

ご都合により11月16日(日)に投票に行けない方は、「**期日前投票**」制度がご利用いただけます。

今までお住まいの市町村から転出し、**県内の他の市町村へ転入される方**は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、次ページに記載した表をご覧ください、お間違えのないようにしてください。

旧住所地(登録されている住所地)での投票の場合、旧住所地に行かなくても、事前に投票用紙を取り寄せるなど所定の手続きをお取りいただければ、新住所地で「不在者投票」ができますので、棄権せずに投票しましょう。

なお、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、**市町村長が発行する証明書**が必要となります。

※証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をいい、最寄りの市町村で交付を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会におたずねください。

投票を忘れずに!



沖縄県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会

平成26年11月16日(日)は沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員選挙補欠選挙です。

最近、住所を移動された方は、投票できる場所が変わることがありますので、次の表によりご確認ください。

1 沖縄県内の市町村に転入届をされた方(2に該当する方を除く。)

	届出の日	投票場所・投票の可否			備考
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない	
他の都道府県から転入された方	H26.7.29以前	○			
	H26.7.30以後			○	
沖縄県内の他の市町村から転入された方	H26.7.29以前	○			
	H26.7.30以後		○(※1)		

2 知事選挙と同時に県議会議員補欠選挙が行われる選挙区(名護市、沖縄市、那覇市)内の市町村に転入届をされた方

	届出の日	投票場所・投票の可否			備考
		新住所地で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない	
他の都道府県から転入された方	H26.8.6以前	○(※2)			
	H26.8.7以後			○	
沖縄県内の他の市町村から転入された方	H26.8.6以前	○(※2)			
	H26.8.7以後		○(※1)		

※1 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き沖縄県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。「期日前投票」を行う際にも、同証明書が必要になります。

なお、旧住所地が県議会議員補欠選挙の行われる選挙区内である場合には、旧住所地で県議会議員補欠選挙(旧住所地の選挙区)の投票もできます。

※2 県議会議員補欠選挙(新住所地の選挙区)の投票もできます。

届出の日がH26.7.30からH26.8.6までの方が、期日前投票、不在者投票を行う場合は、最寄りの市町村選挙管理委員会におたずねください。

【注意】

- ・ H26.7.30以後(県議会議員補欠選挙が行われる選挙区内の市町村に転入届けをされた方はH26.8.7以後)、沖縄県内の市町村間で住所を異動された方は、旧住所地で投票を行うこととなります。ただし、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- ・ 旧住所地で投票をする際は、「引き続き沖縄県内に住所を有する旨の証明書」を提示していただく必要がありますので、投票日までに最寄りの市役所、町村役場の市民課(又は住民課等)に申し出て同証明書の交付を受けておいてください。
この取扱いは、**県内の他の市町村に住所を1回異動した場合**に限られます。
- ・ 新住所地の市町村において沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙以外の選挙が同時に行われる場合には、上記の表と異なる取扱いとなることがあります。当該市町村選挙管理委員会におたずねください。